

FNo. 5・0・5
令和2年11月25日

対象事業者代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る書面検査について(通知)

平成24年4月より、指定障害福祉サービス事業者等については、障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るために、業務管理体制の整備が義務付けられています。

本市では、指定障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に関する届出を受けるとともに、その取り組み状況を定期的に検査しています。

つきましては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の26及び第21条の5の27の規定に基づき検査を行いますので、御協力お願いいたします。

1 対象事業者

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者のうち、相模原市が届出先となっている事業者

2 提出書類

「業務管理体制の整備に係る報告書」及び添付書類()

添付書類は該当する場合のみ(詳細は報告書様式の確認チャートを参照)

3 提出方法

「障害福祉情報サービスかながわ」から検査調査票等をダウンロードし、必要事項を記入うえ、郵送にて御提出ください。

障害福祉情報サービスかながわ>書式ライブラリ>4.相模原市からのお知らせ>
12.業務管理体制の整備

4 提出先

〒252-5277

相模原市中央区中央2丁目11番15号

福祉基盤課 指定・育成班

5 提出期限

令和2年12月25日(金)

以上

福祉基盤課 指定・育成班
電話 042-769-9226